



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 902 新たに生じた土地の確認の届出 (市町村課)
 - 903 新たに生じた字の区域の届出 (")
 - * 904 昭和37年和歌山県告示第671号(災害対策基本法による指定地方公共機関の指定)の一部改正 (総合防災課)
 - * 905 国民保護法による指定地方公共機関の指定 (危機管理室)
 - 906 鳥獣保護区の指定の案の縦覧 (環境生活総務課)
 - 907 公聴会の開催 (")
 - 908 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (NPO協働推進課)
 - 909 " (")
 - 910 有害図書等の指定 (青少年課)
 - 911 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
 - 912 生活保護法による指定介護機関の廃止 (")
 - 913 生活保護法による医療機関の指定(")
 - 914 生活保護法による介護機関の指定(")
 - 915 換地処分の完了 (農村計画課)
 - 916 保安林の指定 (森林整備課)
 - 917 " (")
 - 918 " (")
 - 919 行政処分の公開による聴聞 (資源管理課)
 - 920 公有水面埋立工事のしゅん功認可 (漁港課)
- 労働委員会告示
- 2 あっせん員候補者名簿の公示
- 監査委員告示
- 2 外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議
- 公告
- 争議行為の公表 (労働企画課)
 - 職業訓練指導員試験の実施 (雇用推進課)

告 示

和歌山県告示第902号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定

に基づき、田辺市長から次のとおり新たに生じた土地の確認をした旨の届出があった。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県田辺市芳養町字南松原4108番、4166番25、4167番43、4167番2、4167番62、4167番66、4167番73、4167番91、4167番92及び4168番並びに同所字東松原1188番10、1188番11、1188番12、1188番4、1187番7、1187番6、1187番5、1186番5、1186番1、1185番1、1184番1、1184番2、1171番6、3974番、3973番、1170番7、3975番、3978番、1152番5、1152番6、1151番3、1124番2、3976番2、1123番内1号、3977番、1123番3及び1119番1並びに同所字西松原1118番1、1092番1、1078番2、1078番3、1077番1、3979番、1056番2、1055番4、1054番1、1050番5、1049番3、1038番1、1037番3、3970番、3970番1、1035番1、1035番2、1034番7及び1032番1に接する無番地の地先公有水面埋立地85,901.19平方メートル

和歌山県告示第903号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、田辺市長から次のとおり字の区域を定めたことについての届出があった。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県田辺市芳養町字南松原4108番、4166番25、4167番43、4167番2、4167番62、4167番66、4167番73、4167番91、4167番92及び4168番並びに同所字東松原1188番10、1188番11、1188番12、1188番4、1187番7、1187番6、1187番5、1186番5、1186番1、1185番1、1184番1、1184番2、1171番6、3974番、3973番、1170番7、3975番、3978番、1152番5、1152番6、1151番3、1124番2、3976番2、1123番内1号、3977番、1123番3及び1119番1並びに同所字西松原1118番1、1092番1、1078番2、1078番3、1077番1、3979番、1056番2、1055番4、1054番1、1050番5、1049番3、1038番1、1037番3、3970番、3970番1、1035番1、1035番2、1034番7及び1032番1に接する無番地の地先公有水面埋立地85,901.19平方メートルを和歌山県田辺市芳養町字東松原に編入する。

和歌山県告示第904号

昭和37年和歌山県告示第671号(災害対策基本法による指

定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村良樹

本文中「和歌山県医師会」を「和歌山県医師会 社団法人和歌山県エルピーガス協会 相互タクシー株式会社 南海りんかんバス株式会社 和歌山バス那賀株式会社 大十バス株式会社 御坊南海バス株式会社 熊野観光バス株式会社 岩崎運送株式会社 九十運送株式会社 株式会社酒本運送 有限会社印南運送 社団法人和歌山県トラック協会 有限会社大十ロジスティックス 南海フェリー株式会社」に改める。

和歌山県告示905号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第2項に規定する知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとする。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村良樹

新宮ガス株式会社、社団法人和歌山県エルピーガス協会、紀州鉄道株式会社、和歌山バス株式会社、株式会社クリスタル観光バス、中紀バス株式会社、龍神自動車株式会社、明光バス株式会社、熊野交通株式会社、有田鉄道株式会社、相互タクシー株式会社、南海りんかんバス株式会社、和歌山バス那賀株式会社、大十バス株式会社、御坊南海バス株式会社、熊野観光バス株式会社、和歌山名鉄運輸株式会社、近物レックス株式会社、田辺運送株式会社、新宮運送株式会社、岩崎運送株式会社、有限会社大十ロジスティックス、九十運送株式会社、株式会社酒本運送、有限会社印南運送、社団法人和歌山県トラック協会、南海フェリー株式会社、社団法人和歌山県医師会、株式会社テレビ和歌山、和歌山県道路公社

和歌山県告示第906号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき鳥獣保護区の指定を予定しているため、同条第4項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 鳥獣保護区の名称
地ノ島・沖ノ島鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
有田市沖合1キロメートルに位置する地ノ島及び同市沖合3キロメートルに位置する沖ノ島の全区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、周囲が海に囲まれているため原生状態の森林が広がっており、海岸性と山地性の野鳥が共存する貴重な地域でもあるため、保護する必要がある。

管理方針

鳥獣の生息地環境を保持し、鳥獣に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課及び有田振興局農林水産振興部林務課

6 縦覧期間 平成17年6月6日から平成17年6月20日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

和歌山県告示907号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第6項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年和歌山県規則第84号)第11条の規定により告示する。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 日時 平成17年6月27日(月)午後2時から
- 2 場所 有田市箕島50番地
有田市役所 3階 第3会議室
- 3 案件 地ノ島・沖ノ島鳥獣保護区の指定について
 - (1) 区域
有田市沖合1キロメートルに位置する地ノ島及び同市沖合3キロメートルに位置する沖ノ島の全区域
 - (2) 総面積 75ヘクタール
 - (3) 存続期間
平成17年11月1日から平成27年10月31日までの10年間
- 4 公聴会の問い合わせ先
和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課 (TEL 073-441-2779)
有田振興局農林水産振興部林務課 (TEL 0737-64-1263)

和歌山県告示第908号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項

の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年7月12日まで縦覧に供する。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年5月12日
- 2 名称
特定非営利活動法人経営指針認証機関
- 3 代表者の氏名
岩田誠
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市西汀丁26番地和歌山県経済センター5F
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域経済を担う中小企業が明確な経営指針の策定と、それを実践していくマネジメントシステムの構築をおこなうことによる企業の持続的発展を支援し、地域経済の活性化、地域産業の振興による活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第909号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公

告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年7月13日まで縦覧に供する。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年5月13日
- 2 名称
特定非営利活動法人三敬福祉会
- 3 代表者の氏名
片山悟誌
- 4 主たる事務所の所在地
那賀郡桃山町大字市場186番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者(児)、高齢者及びその家族に対して、地域福祉・地域生活支援に関する事業を行い、地域での社会生活を円滑に、かつ豊かに過ごせるように寄与することを目的とする。

和歌山県告示第910号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成17年5月19日指定した。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村良樹

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	月刊アサヒ芸能エンタメ 6月号	17901-06	徳間書店
月刊誌	ザ・ベストMAGAZINE 6月号	14003-6	KKベストセラーズ
月刊誌	月刊クリーム 6月号	03299-6	ワイレア出版
月刊誌	Chussスペシャル 6月号	16151-6	ワニマガジン
月刊誌	別冊BUBKA 6月号	08023-06	コアマガジン
月刊誌	別冊ドント 6月号	17907-06	マガジンマガジン
月刊誌	おとなの特選街 6月号	12203-6	KKベストセラーズ
月刊誌	スコラ 6月号	15401-6	スコラマガジン
月刊誌	シティプレス 6月号	04339-6	東京三世社
月刊誌	kissui 6月号	02801-6	英知出版
月刊誌	関西マンソクパラダイス 6月号	02203-6	シーズ情報出版
月刊誌	シティヘブン関西版 6月号	14273-6	ダブリュオウコーポレーション
月刊誌	PINmaga 5月号	87466-05	Hアッシュ
月刊誌	J-SPARK 6月号	86257-06	トライマックス

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第911号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
------	----	-----	-------

御薬 18-16	紀南ヘルシーデ ポ日高薬局	御坊市湯川町財部 722-5	平成 17.4.30
橋薬 15-10	伊都薬局	橋本市東家1丁目 367-7	平成 17.5.17

和歌山県告示第912号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村良樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人日高川町 社会福祉協議会	日高郡日高川町土生160	川辺町社会福祉協議会	日高郡日高川町土生160	訪問介護 ・訪問入浴介護	平成 17.5.1
医療法人南労会	大阪市港区弁天2-1-30	医療法人南労会紀和病院	橋本市神野々1103	通所リハビリテ ーション	平成 15.7.1
医療法人南労会	大阪市港区弁天2-1-30	医療法人南労会紀和リハビ リテーション病院	橋本市神野々1103	通所リハビリテ ーション	平成 17.3.1
医療法人南労会	大阪市港区弁天2-1-30	医療法人南労会みどりクリ ニック	橋本市岸上22-1	通所リハビリテ ーション	平成 16.9.1
医療法人南労会	大阪市港区弁天2-1-30	医療法人南労会紀和病院	橋本市神野々1103	療養施設	平成 16.8.1

和歌山県告示第913号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
新薬 22-17	オードラッグ スーパーセンタ ー南紀薬局	新宮市佐野3丁目11 番19号	平成 17.3.1

東薬 19-17	みさき薬局	東牟婁郡串本町上 野山1209	平成 17.4.1
-------------	-------	--------------------	--------------

和歌山県告示第914号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社友里園	那賀郡岩出町森236	デイサービス友里園	那賀郡岩出町森236	通所介護	平成 17.4.27
社会福祉法人日高川町 社会福祉協議会	日高郡日高川町土生 160	日高川町社会福祉協議会川辺事業 所	日高郡日高川町土生160	訪問介護 ・訪問入浴介 護	平成 17.5.2
医療法人南労会	大阪市港区弁天2-1 -30	医療法人南労会デイケアいずみ	橋本市神野々1103	通所リハビリ テーション	平成 17.3.1

有限会社打越	田辺市上の山2-14 -29	ホームヘルパーU	田辺市上の山2-14-29	居宅介護支援 事業	平成 17.5.1
--------	-------------------	----------	---------------	--------------	--------------

和歌山県告示第915号

平成17年3月15日付けで計画決定した県営換地計画(県営畑地帯総合整備事業名田地区上野1工区)については、換地処分が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第916号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字大幸1632、1633の1、1648の1、1648の2、1649の1、1650の1、字平瀬1710の1、1711から1716まで、1718の1、1718の2、1720の1、1728の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平瀬1713(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第917号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字高野字下地

63、63の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第918号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町檜山字松ゴウレ
390

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第919号

和歌山県漁業調整規則(昭和40年和歌山県規則第15号)第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 日時 平成17年6月21日(火)午前10時から
 2 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
 和歌山県庁B会議室

3 被聴聞者

- (1) 氏名 中島教光
 (2) 住所 有田郡湯浅町大字湯浅3273
 (3) 漁業許可 小型機船底びき網漁業
 (4) 許可番号 ワカ小型第712号
 (5) 許可船舶 漁船金栄丸(WK2-3128)

和歌山県告示第920号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同法第22条第3項の規定により、関係図書を有田市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧に供する。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村良樹

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県有田市箕島50番地
 (2) 名称 有田市
 (3) 代表者住所 和歌山県有田市箕島255番地
 (4) 代表者氏名 有田市長 玉置三夫

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県有田市宮崎町字逢井1398番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び9の地点と1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

1の地点 逢井港西防波堤灯台(北緯34度04分02秒、東経135度06分18秒)から286度14分27秒155.45mの地点

2の地点 1の地点から243度00分51秒7.60mの地点

3の地点 2の地点から281度21分58秒22.20mの地点

4の地点 3の地点から56度58分23秒10.03mの地点

5の地点 4の地点から81度57分47秒7.83mの地点

6の地点 5の地点から72度44分20秒2.64mの地点

7の地点 6の地点から78度21分34秒5.17mの地点

8の地点 7の地点から117度33分02秒8.62mの地点

9の地点 8の地点から209度16分43秒6.01mの地点

(3) 面積

236.54平方メートル

- 3 公有水面埋立免許の年月日及び番号
 平成15年1月7日 和歌山県指令漁第245号
 4 しゅん功認可年月日
 平成17年5月20日

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第2号

労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公示する。

平成17年5月31日

和歌山県労働委員会会長 水野八朗

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

(平成17年4月28日現在)

氏名	現職	経験及び履歴	委嘱日
みずの 水野 八郎	弁護士	25期～35期公益委員 27期会長代理 28期～35期会長	S.55.10.17
よし 吉澤 義則	弁護士	27期～35期公益委員 31期～35期会長代理	S.60.4.2
は 羽山 京子	アナウンサー	32期～35期公益委員	H.9.12.15
たか 高嶋 雅明	和歌山大学教授	33期～35期公益委員	H.12.1.18
なか 中村 昇	(元)和歌山県農林水産部長	33期～34期公益委員	H.12.1.18
しま 島本 隆生	(元)和歌山県農林水産部長	35期公益委員	H.16.3.17
とよ 豊浦 幸三	全労済和歌山県本部理事長	32期～34期労働者委員	H.9.12.15
よじ 藤牧 義雄	UIゼンセン同盟中央執行委員 生活・総合産業部会副部長	32期～34期労働者委員	H.10.12.7
うめ 梅本 博文	運輸労連和歌山県連合会執行委員長	33期～35期労働者委員	H.12.1.18
たき 瀧 壽行	和歌山県地方労働組合評議会事務局次長	34期～35期労働者委員	H.14.2.27
もり 森本 穂積	日本労働組合総連合会和歌山県連合会会長	34期～35期労働者委員	H.14.10.11
はり 播野 幸造	UIゼンセン同盟和歌山県支部支部長	34期～35期労働者委員	H.15.2.17

ふる たに のり お 古 谷 紀 男	和歌山県電力総連会長	34期～35期労働者委員	H.15. 2.17
のり きだ しゅう いち 則 貞 修 一	南海電気鉄道株式会社常任監査役	29期～34期使用者委員	H. 4. 2.10
しお じ しげ かず 塩 路 茂 一	和歌山県経営者協会専務理事	31期～35期使用者委員	H. 7.11.10
かわ むら かつ ひと 川 村 克 人	株式会社イーストアジア・コーポレーション取締役社長	32期～35期使用者委員	H.10. 6.24
あん どう もと じ 安 藤 元 二	関西コンサルティングシステム株式会社取締役社長	34期～35期使用者委員	H.14. 2.27
お ぎき ひろ あき 尾 崎 博 昭	きのくに信用金庫副理事長	34期～35期使用者委員	H.14.10.11
こ はた あい ぞう 小 畑 英 三	小畑産業株式会社取締役社長	35期使用者委員	H.16. 3.17
じん とく こう じ 神 徳 皓 治	労働委員会事務局長		H.17. 4.28
き もと まさ とし 木 本 正 利	労働委員会事務局総務課長		H.16. 4. 8
ふじ わら みつ お 藤 原 光 雄	労働委員会事務局審査調整課長		H.17. 4.28
いわ い はる お 岩 井 晴 男	労働委員会事務局総務課副課長		H.17. 4.28
いけ お ひで ゆき 池 尾 英 之	労働委員会事務局審査調整課副課長		H.17. 4.28
しま だ ひで なが 島 田 英 長	労働委員会事務局審査調整課主査		H.14. 4.11

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、外部監査人本田壽秀の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成17年5月31日

- 和歌山県監査委員 垣 平 高 男
- 和歌山県監査委員 築 野 富 美
- 和歌山県監査委員 新 島 雄
- 和歌山県監査委員 山 下 直 也

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
上森太一郎	兵庫県西宮市甲子園口2丁目11番16号フルーン甲子園口101	平成17年6月1日から平成18年3月31日まで
蒲生武志	兵庫県宝塚市中山台2丁目4番10号	平成17年6月1日から平成18年3月31日まで
西野裕久	大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目7番20-1902号	平成17年6月1日から平成18年3月31日まで
中井学	大阪府枚方市西船橋2丁目59番20-312号	平成17年6月1日から平成18年3月31日まで
阪田眞二	大阪府茨木市大池二丁目16番21号	平成17年6月1日から平成18年3月31日まで
山岡大	大阪府泉南市男里6丁目15番2-A 613号	平成17年6月1日から平成18年3月31日まで

公 告

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定

に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重栖満紀子から平成17年5月23日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 事件 夏期一時金及び労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成17年6月3日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公 告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 試験実施職種
 - (1) 実技試験及び学科試験(指導方法及び関連学科)を実施する職種
自動車整備科
 - (2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する職種(実技試験及び関連学科が免除される者を対象とする。)
自動車整備科を除く全職種(別表1)
- 2 試験科目
試験は、実技試験及び学科試験について行い、その試験科目は、次のとおりである。

免許職種	実技試験の科目	学 科 試 験 の 科 目
自動車整備科	自動車整備	1 指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規) 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 自動車工学(自動車、内燃機関、シャシ、電気及び電子装置、車体、燃料及び潤滑油) イ 材料(自動車用材料) ウ 安全衛生(安全管理、衛生管理) エ 関係法規(道路運送車両法) (2) 専攻学科 自動車整備法(整備法、検査法、整備及び検査機器)
上記以外の免許職種		指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)

3 受験資格及び免除の範囲

- (1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
- ア 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者

- イ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第45条の2第2項及び第3項に規定する者
- (2) 職業能力開発促進法施行規則第46条の規定に該当する者は、試験の免除が受けられる。

◎受験資格及び免除の範囲(一部)

受 験 資 格 (主なもの)		実務経験 年 数	実 技	免除の範囲		
				学 科		指導方法
				関 連 学 科	系基礎	
学 校 教 育	●大学卒業	1年以上		免除	免除	
	●短期大学卒業	2年以上				
	●高等専門学校卒業	2年以上		免除	免除	
	●高等学校又は中等教育学校(後期課程)卒業	3年以上				
	●高等学校以上又は中等教育学校(後期課程)卒業	5年以上				
職 業 訓 練	●長期課程の指導員訓練修了	1年以上				
	●専門課程の高度職業訓練修了	1年以上		免除	免除	
	●普通課程の普通職業訓練修了	2年以上				
	●専修課程の普通職業訓練修了	3年以上				
	●短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了	3年以上				
	●応用課程の高度職業訓練修了	-		免除	免除	
厚 指 生 定 労 働 大 学 臣 校 が	●専門課程(2年)の専修学校卒業	3年以上				
	●専門課程(3年)の専修学校卒業	2年以上				
	●高等課程若しくは一般課程(2年)の専修学校又は各種学校(2年)卒業	4年以上				
	●高等課程若しくは一般課程(3年)の専修学校又は各種学校(3年)卒業	3年以上				
免 許 職 種 に 関 し	実務経験のみの者	8年以上				
	1級又は単一等級の技能検定に合格した者(「バルコニー施工」及び「電子回路接続」を除く。)	-	免除	免除	免除	
	2級の技能検定に合格した者	-	免除			
職業訓練指導員免許を受けた者		-				免除
免許職種と同一系の他の職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者又はその学科試験に合格した者		-		免除		免除
免 許 職 種 に 関 し、 職 業 訓 練 指 導 員 試 験 に お い て	実技試験の合格者	-	免除			
	系基礎学科の合格者	-		免除		
	専攻学科の合格者	-			免除	
職 業 訓 練 指 導 員 試 験 に お い て	指導方法の合格者	-				免除
	系基礎学科の合格者	-		免除		
他の法令により試験の免除を受けることができる者		次ページ参照				

(注) ●印は免許職種に関する学科を履修していること。

同一の系基礎学科に限る。

免除は当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と

◎自動車整備科に関する受験資格及び免除の範囲

受 験 資 格		実務経験 年 数	実 技	免除の範囲		
				学 科		指導方法
				関連学科	系基礎	
自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)による1級四輪自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士、2級三輪自動車整備士又は2級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者		-	免除	免除	免除	

◎他の法令に基づく資格による受験資格及び免除の範囲(1部)

免許職種	受験資格(主なもの)	免除の範囲			
		実技	学 科		指導方法
			系基礎	専攻	
溶接科	ボイラー及び压力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)による特別ボイラー溶接士免許を有する者	免除	免除	免除	
電子科	電波法(昭和25年法律第131号)による第1級陸上無線技術士の免許を有する者	免除	免除	免除	
航空機整備科	航空法(昭和27年法律第31号)による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	免除	免除	免除	
測量科	測量法(昭和24年法律第188号)による測量士の試験の合格証書を有する者	免除	免除	免除	
ボイラー科	ボイラー及び压力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則(昭和40年通商産業省令第51号)によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	免除	免除	免除	
電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者	免除	免除	免除	
臨床検査科	医師法(昭和23年法律第201号)による医師国家試験、歯科医師法(昭和23年法律第202号)による歯科医師国家試験又は獣医師法(昭和24年法律第186号)による獣医師国家試験の合格証書を有する者	免除	免除	免除	
事務科	公認会計士法(昭和23年法律第103号)による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法(昭和26年法律第237号)による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	免除	免除	免除	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	免除	免除	免除	

上記以外の特殊な場合についての受験資格は、「職業能力開発促進法施行規則の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格」を定める告示(昭和45年労働省告示第17号)の規定による。

(3)3の(1)に該当する者であっても、次のいずれかに該当

する者は受験できない。

- ア 成年被後見人又は被保佐人に該当する者
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験日時及び場所

区分	免許職種	試験日時	試験場所
学科試験	指導方法	全職種 10月16日(日) 午前9時から	和歌山県立和歌山高等技術専門学校 和歌山市小倉90番地 電話 073-477-1253
	関連学科	自動車整備科 10月16日(日) 午前10時10分から	
実技試験	自動車整備科	10月16日(日) 午後1時から	

5 受験の手続

(1) 受験申請に必要な書類

- ア 受験申請書 1通
- イ 履歴書 1通
- ウ 住民票 1通又は住民票コード
- エ 受験資格を証する書面(卒業証明書、実務経験証明書等)
- オ 試験の免除を受けようとする者は免除資格等に該当することを証する書面の写し
- カ 写真(申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cmとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを申請書にはり付けること。)

(2) 受験手数料

学科試験	実技試験	合計
3,100円	15,800円	18,900円

手数料の納付は、和歌山県収入証紙を受験申請書にはり付けるものとする。ただし、学科試験の全部又は実技試験の免除を受ける場合は、その該当する試験の手数料は不要である。

※ 受験申請書受付後は、手数料の返還は行わない。

(3) 書類の提出期限

平成17年9月2日(金)から平成17年9月14日(水)まで(郵送の場合は、9月14日までの消印のあるものは有効)

(4) 書類の提出先

和歌山市小松原通一丁目1番地(郵便番号 640-8585)

和歌山県商工労働部労働政策局雇用推進課

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

平成17年11月11日(金)に合格者氏名を和歌山県報に登載するほか、県庁東別館掲示板に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知する。電話での問い合わせには応じない。

7 その他

(1) 受験申請書用紙は、和歌山県商工労働部労働政策局雇用推進課、各振興局地域行政課、高等技術専門校、県職業能力開発協会で交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手190円分を同封して申し込むこと。

(3) 試験について不明な点は、雇用推進課(電話 073-441-2802)に問い合わせること。

別表1 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

建築物衛生管理科	縫製科	さく井科
園芸科	和裁科	土木科
造園科	寝具科	測量科
森林環境保全科	帆布製品科	建築物設備管理科
鉄鋼科	木型科	ボイラー科
鋳造科	木工科	クレーン科
鍛造科	工業包装科	建設機械運転科
熱処理科	紙器科	港湾荷役科
塑性加工科	製版・印刷科	化学分析科
溶接科	製本科	公害検査科
構造物鉄工科	プラスチック製品科	木材工芸科
金属表面処理科	レーザー加工科	竹工芸科
機械科	ガラス科	漆器科
電子科	ほうろう製品科	貴金属・宝石科
電気科	陶磁器科	印章彫刻科
コンピュータ制御科	石材科	塗装科
発電電科	麺科	広告美術科
送配電科	パン・菓子科	デザイン科

電気工事科	食肉科	義肢装具科
自動車製造科	水産物加工科	電気通信科
自動車整備科	発酵科	電話交換科
自動車車体整備科	建築科	事務科
航空機製造科	枠組壁建築科	貿易事務科
航空機整備科	とび科	流通ビジネス科
鉄道車両科	建設科	写真科
造船科	プレハブ建築科	介護サービス科
時計科	屋根科	理容科
光学ガラス科	スレート科	美容科
光学機器科	建築板金科	ホテル・旅館・レストラン科
計測機器科	防水科	観光ビジネス科
理化学機器科	サッシ・ガラス施工科	日本料理科
製材機械科	畳科	中国料理科
内燃機関科	インテリア科	西洋料理科
建設機械科	床仕上げ科	臨床検査科
農業機械科	表具科	フラワー装飾科
縫製機械科	左官・タイル科	メカトロニクス科
織布科	築炉科	情報処理科
織機調整科	ブロック建築科	フォークリフト科
染色科	熱絶縁科	福祉工学科
ニット科	冷凍空調機器科	
洋裁科	配管科	
洋服科	住宅設備機器科	